

令和6年度職業訓練指導員講習のご案内

岡山県職業能力開発協会

この講習は、職業訓練指導員として必要な指導方法等に関する能力を付与するため、職業能力開発促進法に基づいて、次のとおり実施するものです。

なお、この講習の修了者には、申請により、県知事から職業訓練指導員免許が交付されます。

1 講習日程等

(1) 日時

令和6年10月16日（水）から10月18日（金）まで及び
令和6年10月23日（水）から10月25日（金）までの6日間
各日とも講習は8時40分から17時00分まで（集合8時20分）

(2) 場所

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部岡山職業能力開発促進センター
ポリテクセンター岡山（岡山市北区田中580番地）

(3) 定員

24名（申込み先着順）

受付期間中であっても、定員になり次第締め切ります。なお、定員を著しく下回る場合又は今後の状況により、講習を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 講習内容

講習科目は、次のとおりです。

講習科目	時間数	科目の内容
職業訓練原理	4	職業訓練の沿革、現状、目的、職業訓練指導員の役割等
教科指導法	16	訓練計画、指導環境の準備、指導の進め方、教材の活用、訓練評価等
労働安全衛生	3	安全衛生の意義、災害原因と防止対策、安全衛生管理体制とその業務等
訓練生の心理	7	訓練生の理解と支援の必要性、訓練生の理解、多様な訓練生の心理と支援等
生活指導	6	生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法等
関係法規	4	職業能力開発促進法、職業安定法、雇用保険法、労働基準関係法等
事例研究	6	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究
確認テスト	2	
合計	48	

2 受講申請

(1) 受付期間

令和6年8月19日（月）から9月18日（水）まで

(2) 申請方法

当協会ホームページより、受講申請書及び関係書類を印刷、ご記入いただき、簡易書留にてお申込みください。（URL：<http://www.okayama-syokunou.or.jp/seminar/leader.html>）

(3) 受講料等

15,000円（税込み）

なお、講習テキスト（代金4,620円）は、各自で注文し、購入していただきます。

講習テキストの購入方法、受講料の納付方法等については、受講決定通知書により別途お知らせします。受講料の納付後は、受講者の責めに帰すべき事由に該当しない場合を除き返還しません。

(4) 受講申請書の提出先

〒700-0824

岡山市北区内山下2-3-10（アマノビル3階）

岡山県職業能力開発協会 総務・能力開発課

電話（086）225-1546

3 受講資格及び提出書類

資格番号	受講資格 (申請する免許職種に該当する検定職種、訓練科)	実務経歴年数	提出書類						
			職業訓練指導員講習受講申請書	履歴書	職歴証明書	技能検定合格証書(写し)	卒業証明書・修了証明書(写し) 又は卒業証書・修了証書(写し)	専門科目「1」についての履修証明書	技能照査合格証書(写し)
1	免許職種に関し、1級又は単一等級技能検定合格者	0年	○	○		○			
2	大学において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年	○	○	○		○	○	
3	短期大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	4年	○	○	○		○	○	
4	高等学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7年	○	○	○		○	○	
5	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	1年	○	○	○		○		○
6	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	3年	○	○	○		○		○
7	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練において技能照査に合格した者	6年	○	○	○		○		○
8	免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練(700時間以上)を修了した者	10年	○	○	○		○		
9	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10年	○	○	○		○		

この表以外の受講資格については、お問い合わせください。

なお、次のいずれかに該当する方は職業訓練指導員免許を受けることができません。

- 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 その他

(1) 受講に当たっての留意事項

- ア 発熱や健康状況の確認で異状等がある場合は、受講はできません。
- イ マスクの着用は、任意とします。

(2) 全講習科目を受講し、確認テストに合格した者には、修了証書を交付します。

なお、遅刻・欠席・早退した場合は、修了証書の交付はできません。